# 国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

### 0 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

百二、株式会社海外需要開拓支援機構	百一 朱式会社民間資金等舌用事業隹售幾構百 株式会社地域経済活性化支援機構	九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構	九十八 株式会社産業革新機構	一~九十七 (略)	法人のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政 は	(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)	改正案
	1			一~九十七 (略)	法人のほか、次に掲げる法人とする。	第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政	(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)	現

百十二 株式会社海外需要開拓支援機構 百十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構	百十 株式会社地域経済活性化支援機構百九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構百八 株式会社産業革新機構	一~百七 (略)	等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等(以下「特定公庫	第四十三条(略) 事等の範囲)	(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公	改正案
		一~百七 (略)	9」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等(以下「特定公庫	第四十三条(略) 庫等の範囲)	(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公	現

## 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第三条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
디디
分
刀
は
, 0,
改
ليلا
ᇿ
ш.
部
ㅂ١
$\triangle$
ル
$\smile$

	改	正	案	現行
第四十三条 (略)			笠	第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第百四十二条第二項の表第
				二条第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、そ
				の支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条
				第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法に
				より算定した金額とする。
2 (略)			9	2 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項
				の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法
				律第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当
				するものとする。
3 (略)			2	3 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項
				の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの
				は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する
				法律(平成九年法律第六十五号)の規定に基づく任期付研究員業績手
				当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成
				十二年法律第百二十五号)の規定に基づく特定任期付職員業績手当と
				する。
4 (略)			4	4 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第七十条の二第二項の項
				の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、
				国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児
				休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五―一四(職員の

(略)

に掲げる法人とする。 下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次6 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の

### 一~四 (略)

五. 機構、 償基金、 法 盤研究所、 支援機構法第二条の独立行政法人高齢 附則第十三条の規定による改正前の独立行政法 雇用支援機構 洋科学技術センターを含む。 た旧通信 成十四年法律第百三十四号) 経過する時までの間におけるものに限る。 た総合研究開発機構 人海洋研究開発機構法附則第十条第 総合研究開発機構法を廃止する法律 という。 預 独立行政法 独立行政法 金保険機構、 農 放送機構、 )による廃止前の総合研究開発機構法により設立され 水産業協同組合貯金保険機構 (独立行政法人雇用 人医薬品 人通信総合研究所法の (廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が 独立行政法人海洋研究開発機構 銀行等保有株式取得機構、 医療機器総合機構、 附則第三条第一項の規定により解散 独立行政法人高齢· 能力開発機構法を廃止する法律 項の規定により解散した旧 (以下この号において 障害者雇用支援機構を含む 部を改正する法律 独立行政法人農業技術 原子力損害賠償支援 独立行政法人医薬基 人高齢 地方公務員災害補 障害 (独立行政法 障害者雇用 求職者 廃止 伞 海

る場合における休暇とする。勤務時間、休日及び休暇)第二十二条第一項第六号又は第七号に掲げ

- に掲げる法人とする。 下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次6 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の

### ~四 (略)

Ŧī. 機構、 盤研究所 支援機構法第一 洋科学技術センターを含む。 成十四年法律第百三十四号) 償基金、 経過する時までの間におけるものに限る。 た総合研究開発機構 法」という。 附則第十三条の規定による改正前の独立行政法 雇用支援機構 人海洋研究開発機構法附則第十条第 た旧通信 総合研究開発機構法を廃止する法律 独立行政法人医薬品医療機器総合機構、 預金保険機構、 独立行政法人通信総合研究所法の一 放送機構、 農水産業協同組合貯金保険機構 )による廃止前の総合研究開発機構法により設立され (独立行政法人雇用 一条の独立行政法人高齢 (廃止法附則第二条に規定する旧法適用 独立行政法人海洋研究開発機構 銀行等保有株式取得機構、 附則第三条第一項の規定により解散 独立行政法人高齢 能力開発機構法を廃止 項の (以下この号におい 障害者雇用支援機構を含む 規定により 部を改正する法律 独立行政法人農業技術 人高齢 原子力損害賠償支援 独立行政 地方公務員災害補 障害 解散した旧 (独立行政法 法 障害者雇用 . て 一する法律 人医薬基 求職者 期 「廃止 溜が 海

第百八 二条第 法律の 号 整備機構を含む。 障害の防止等に関する法律の により解散した旧自動車事故対策センターを含む。 策機構法 ンター、 研究センター 推進機構、 研 人空港周辺整備機構 (間資金等 究機構法 則第四条第 、開拓支援機構及び独立行政法人住宅金融支援機構 附則第五条第 独立行政法人自動車事故対策機構 成長産業 十四号) 部を改正する法律 独立行政法人情報処理推進機構 項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。 (平成-独立行 活用 0 法の 附則第二条第 部を改正する法律 事 十四年法律第百八十三号) 項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究 支援機構 業推進機構 政法人農林漁業信用基金、 部を改正する法律 項の規定により解散した旧海洋水産資源開発セ (公共用飛行場周辺における航空機騒音による 株式会社地域経済活性化支援機構 (平成十四年法律第百四十四号) 株式会社産業革新機構 部を改正する法律 地方公共団体金融機構 項の規定により解散した旧空港周辺 (平成十四年法律第百二十九号) (独立行政法人自動車事故対 (平成十四年法律第百三十一 (情報処理の促進に関する 附則第二条第 独立行政法人水産総合 (平成十四年法律 式会社 独立行政法 株式会社 項の規定 式会社農 附則第 海

> 二条第 法律の 号) 障害の防止等に関する法律の 策機構法 ンター、 研究センター 推進機構、 附則第四条第一 研究機構法の 金融支援機構 整備機構を含む。 第百八十四号) により解散した旧自動車事故対策センターを含む。 人空港周辺整備機構 独立行政法人自動車事故対策機構 附則第五条第 独立行政法人情報処理推進機構 項の規定により解散した旧情報処理振興事 部を改正する法律 (平成十四年法律第百八十三号) 独立行政法人農林漁業信用基金、 -法の 附則第一 部を改正する法律 項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究 部を改正する法律 項の規定により解散した旧海洋水産資源開発セ (公共用飛行場周辺における航空機騒音による 地方公共団体金融機構及び独立行政法人住宅 一条第 (平成十四年法律第百四 項の規定により解散した旧空港周 部を改正する法律 (平成十四年法律第百二十九号) (独立行政法人自動車 (平成十四年法律第百三十 (情報処理の促進に関する 附則第一 独立行政法人水産総合 二条第 (平成十四年 業協会を含む。 一十四号) 独立行政 項の 附則第 事 規定 故対 法 辺

7 · 8 (略)

7

8

略